

○大学病院長選考規程

平成30年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学病院長（以下「病院長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に病院長の選考を行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任するとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 学長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の3ヶ月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は直ちに、病院長の選考を行うものとする。

(資質・能力)

第3条 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者（初期臨床研修修了者）
- (2) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有している者

2 学長は、前項に定める要件の具体的内容を、大学病院長選考基準（以下「選考基準」という。）に定めてあらかじめ公表する。

(委員会の設置)

第4条 学長は、病院長の選考に当たり、大学病院長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会を設置した場合、学長は、速やかに委員名簿及び委員選定理由を公表する。
- 3 委員会に関する事項は、別に定める。

(候補者の推薦)

第5条 委員会は、委員を除く本学の教授、准教授及び講師のうち3名以上から推薦を受けた者を病院長候補者（以下「候補者」という。）として推薦を受ける。

- 2 候補者の推薦を行う者は、候補者推薦書（様式1）を委員会に提出する。
- 3 候補者の推薦を行う者は、複数の候補者を推薦することはできない。
- 4 委員が候補者に推薦されたときは、当該委員は、委員の資格を失うものとする。
- 5 推薦を受けた者が候補者となることに同意した場合は、当該候補者は、同意書（様式2）、

所信表明書（様式3）及び履歴書を委員会に提出する。

（選考）

第6条 委員会は、前条第1項の規定に基づき推薦された候補者について、選考基準に照らして選考を行うとともに、全候補者に対して面接を行つたうえで、1名を選出し、学長に推薦する。

（報告）

第7条 学長は、前条の推薦に基づき、選考結果並びに選考の過程及び理由を速やかに公表するとともに、理事長に報告する。

（任命）

第8条 理事長は、前条の報告に基づき、教授会の議及び理事会の承認を経て、病院長を任命する。

（任期）

第9条 病院長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号又は第3号の事由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、常任役員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

様式 略